

麻薬取扱いの手引

(病院・診療所用)

令和元年12月改訂

岡山県保健福祉部医薬安全課

麻薬事務手続一覧表

申請・届出の種類	添付書類	提出部数	参考事項
麻薬施用者（管理者） 免許申請書	診断書 （申請書の裏面）	部 2	手数料4,020円（県収入証紙） 資格を証する免許証を提示すること。[第1号様式]
麻薬施用者（管理者） 免許証記載事項変更届	免許証	2	15日以内に提出 [第2号様式] ※免許証亡失の場合は再交付の手続も必要
麻薬施用者（管理者） 免許証再交付申請書	免許証（き損している場合）	2	手数料2,820円（県収入証紙） 15日以内に提出 [第3号様式]
麻薬施用者（管理者） 免許証返納届	免許証	2	15日以内に提出 [第4号様式]
麻薬施用者（管理者） 業務廃止届	免許証	2	15日以内に提出 [第5号様式]
所有麻薬届		2	麻薬診療施設でなくなった場合、15日以内に提出 [第6号様式]
譲渡麻薬届		2	麻薬診療施設でなくなり麻薬営業者等に所有麻薬を50日以内に譲渡した場合、譲り渡した日から15日以内に提出[第7号様式]
麻薬年間届		2	麻薬管理者（麻薬施用者）が毎年9月30日現在で作成し同年11月30日までに提出
麻薬廃棄届		1	陳旧麻薬等を廃棄する前に提出 [第8号様式]
調剤済麻薬廃棄届		1	調剤された麻薬を廃棄後30日以内に提出 [第9号様式]
麻薬事故届		2	速やかに提出 [第10号様式]
麻薬中毒者診断届		2	[第11号様式]

提出窓口は業務所を所轄する保健所衛生課 [岡山市、倉敷市にあっては県保健所衛生課] となります。所轄保健所はP41の保健所等一覧表を参照してください。

申請手数料の額は令和元年10月1日現在の額です。

目 次

I	麻薬取扱者免許と事務手続	1
1	免許の種類	1
	(1)麻薬施用者免許	1
	(2)麻薬管理者免許	1
2	免許申請・諸届の手続	1
	(1)麻薬取扱者免許申請	1
	(2)免許証の記載事項変更	1
	(3)免許証の再交付	2
	(4)免許証の返納	2
	(5)業務の廃止	2
	(6)麻薬事故届	3
	(7)麻薬年間届	3
	(8)麻薬中毒者診断届	4
II	麻薬診療施設の開設者の業務	4
1	譲受	4
2	譲渡	5
3	麻薬診療施設でなくなった場合の措置	6
	(1)譲渡	6
	(2)廃棄	6
4	麻薬の廃棄	6
	(1)陳旧麻薬等の廃棄	6
	(2)麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄	7
	(3)麻薬注射剤の施用残液の廃棄	7
	(4)経皮吸収型製剤の廃棄方法	7
	(5)調剤済麻薬廃棄届の記載方法	7
III	麻薬施用者の業務	8
1	施用又は施用のための交付上の注意	8
2	診療録(カルテ)の記載	9
3	麻薬処方せんの交付	10
4	その他	11
IV	麻薬管理者の業務	12
1	管理	12
2	保管	12
3	帳簿	13
V	その他	15
1	携帯輸出入	15
2	立入検査	15
3	問い合わせ等	15
	様式集	16
	別添1	28
	別添2	29
	別添3	35
	別添4	41

I 麻薬取扱者免許と事務手続

1 免許の種類（法第2条）

病院や診療所（以下「診療施設」という。）で麻薬を取扱う場合には、次の麻薬取扱者の免許が必要です。

(1) 麻薬施用者免許

麻薬を施用しようとする医師、歯科医師、獣医師（以下「医師等」という。）は、診療に従事している診療施設を業務所として麻薬施用者の免許を受けなければ、疾病治療の目的で患者に麻薬を施用したり、施用のため交付したり、あるいは麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）を交付したりすることはできません。

また、複数の医師等が勤務している診療施設にあっても、麻薬施用者免許を受けている医師等個人が麻薬を施用等することができるのであって、免許を受けていない医師等は麻薬の施用等はできません。

なお、麻薬施用者が県内で2つ以上の診療施設で麻薬の施用等をする場合には、主として診療に従事する診療施設（主たる診療施設）で免許を受けるとともに、他の診療施設（従たる診療施設）についてもその免許証に記載が必要です。この場合、従たる診療施設には、麻薬管理者が置かれていなければなりません。

ただし、都道府県を異にする2つ以上の診療施設で診察に従事する場合は、各都道府県で個々に免許を受けなければなりません。

(2) 麻薬管理者免許

麻薬施用者が2名以上いる診療施設では、医師等又は薬剤師の中からその診療施設における麻薬の管理を行う麻薬管理者を1名置かなければなりません。

ただし、麻薬施用者が1名だけの診療施設にあつては、麻薬管理者免許は不要ですが、その麻薬施用者が麻薬管理者としての業務を併せ行わなければなりません。

2 免許申請・諸届の手続

(1) 麻薬取扱者免許申請（法第3条）

麻薬施用者及び麻薬管理者の免許申請をする場合には、第1号様式の「免許申請書」（P16、17）に所要事項を記入し押印したうえ、申請書正本の上部欄外に申請手数料に相当する額の岡山県収入証紙（各自で消印しないこと。）を貼付し、業務所を所轄する保健所衛生課〔岡山市、倉敷市にあつては県保健所衛生課〕（以下「所轄保健所」という。）に正副2部を提出してください。

なお、新たに免許を受ける場合には、医師等の資格を証する書類を所轄保健所に持参し、確認を受けてください。

— 免許の有効期間（法第5条） —

麻薬施用者及び麻薬管理者の免許の有効期間は、免許を受けた日から翌々年の12月31日までですから、継続して麻薬の取扱いをする場合には、隔年ごとに免許を受ける必要があります。新しく免許を受けなければ、有効期間満了後は麻薬の取扱いができなくなり、無免許施用、不法所持等法違反になることもありますので十分注意してください。

また、交付された免許証は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

(2) 免許証の記載事項変更（法第9条）

免許証に記載されている次の事項に変更が生じた場合には、15日以内に第2号様式の「免許証記載事項変更届」（P18）に所要事項を記入し押印したうえ、免許証を添付し、所轄保健所に正副2部を提出し、免許証の書替交付を受けなければなりません。

なお、添付すべき免許証を紛失している場合は、免許証の再交付手続も併せて行ってください。

麻薬診療施設（麻薬施用者が診療に従事する診療施設をいいます。）の所在地が市町村合併、地番変更等により変わる場合は、記載事項変更届は必要ありません。

〈麻薬施用者の場合〉

- ① 住所、氏名の変更
- ② 主として又は従として診療に従事している麻薬診療施設の名称及び所在地の変更（県内における麻薬診療施設への転勤も含まれます。）
- ③ 従として診療に従事する麻薬診療施設の追加及び削除

※麻薬診療施設の開設者が個人から法人に変更になった場合の麻薬診療施設の名称の変更や移転により所在地が変わるときは、この届が必要となります。

〈麻薬管理者の場合〉

- ① 住所、氏名の変更
- ② 従事している麻薬診療施設の名称の変更

※ただし、次の場合は、麻薬管理者免許については廃止し、新規に免許申請が必要となりますので注意してください。

- ・麻薬診療施設の開設者が変更になる場合（個人から法人への変更を含む。）
- ・麻薬診療施設が移転する場合
- ・勤務する麻薬診療施設を変更する場合

(3) 免許証の再交付（法第10条）

免許証を亡失したり、き損した場合には、15日以内に第3号様式の〔免許証再交付申請書〕（P19）に所要事項を記入し押印したうえ、免許証（き損した場合のみ）を添付し、申請書正本の上部欄外に申請手数料に相当する額の岡山県収入証紙（各自で消印しないこと。）を貼付し、所轄保健所に正副2部を提出し、免許証の再交付を受けなければなりません。

また、亡失した免許証を発見した場合は、15日以内にその免許証を返納しなければなりません。

(4) 免許証の返納（法第8条）

免許証の有効期間が満了した場合、あるいは免許を取り消された場合には、15日以内に第4号様式の〔免許証返納届〕（P20）に所要事項を記入し押印したうえ、失効した免許証を添付し、所轄保健所に正副2部を提出しなければなりません。

(5) 業務の廃止（法第7条）

麻薬施用者・麻薬管理者が当該免許の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止（診療施設の閉鎖、県外への転勤、退職等）したり、その前提となる資格を失った場合には、15日以内に第5号様式の〔業務廃止届〕（P21）に所要事項を記入し押印したうえ、免許証を添付し、所轄保健所にそれぞれ正副2部を提出しなければなりません。

また、麻薬施用者・麻薬管理者が死亡した場合には、相続人等届出義務者が届出を行わなければなりません。

麻薬管理者が業務を廃止する場合、後任者が事前に新たな麻薬管理者の免許を取得してください。

業務の廃止等に伴う留意点

麻薬施用者・麻薬管理者が業務の廃止届を提出することで、診療施設に麻薬施用者が1名もいなくなった場合は、麻薬診療施設ではなくなります。

この場合、麻薬診療施設の開設者は、[所有麻薬届]の提出及び所有する麻薬の廃棄又は譲渡の手続きを行ってください。詳しくは「Ⅱ. 3 麻薬診療施設でなくなった場合の措置」(P6)を参照してください。

このほか、麻薬診療施設の開設者は、次に該当する場合も同様の手続が必要になりますので、注意してください。

① 所轄保健所に診療施設の廃止届を提出した場合

- 例 診療施設を廃止又は移転した場合
診療施設の開設者が死亡・解散した場合
診療施設の開設者を変更した場合(法人換え等)

② 診療施設の開設許可が取り消された場合

上記①②の場合も麻薬施用者・麻薬管理者の業務廃止や記載事項変更手続が必要な場合がありますので所轄保健所等(別添4の保健所等一覧表を参照してください。)へお問い合わせください。

(6) 麻薬事故届(法第35条)

麻薬管理者(麻薬施用者が1名だけの診療施設では、その麻薬施用者)は、管理する麻薬について、滅失、破損、盗取、紛失、流失、所在不明、その他の事故が生じた場合には、すみやかに第10号様式の[麻薬事故届](P26)に所要事項を記入し押印したうえ、所轄保健所に正副2部を提出しなければなりません。

なお、届出に当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 麻薬を盗取された場合には、すみやかに警察署にも届け出てください。
- ② 麻薬事故届は麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)名で提出してください。
- ③ 麻薬事故届を提出した場合には、麻薬帳簿(麻薬受払簿)の備考欄にその旨記載してください。
- ④ 通常、アンプル注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬については、医療上再利用できないものであり、本来回収できた麻薬とは認められず、事故および経過(回収の上廃棄した麻薬の量及び廃棄の方法を含む)を詳細に記入した麻薬事故届を提出することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。ただし、流出した麻薬の回収に努め、廃棄にあたっては麻薬施用残液を廃棄する場合の例により適正に行ってください。

(7) 麻薬年間届(法第48条)

麻薬管理者(麻薬施用者が1名だけの診療施設では、その麻薬施用者)は毎年11月30日までに[麻薬年間届](用紙については事前に所轄保健所から配布)に次の事項を記入し押印したうえ、所轄保健所に2部を提出しなければなりません。

- ① 前年の10月1日に、当該麻薬診療施設の開設者が所有していた麻薬の品名、数量
- ② 前年の10月1日からその年の9月30日までに当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間に施用し、施用のため交付した麻薬の品名、数量
- ③ その年の9月30日に当該麻薬診療施設の開設者が所有していた麻薬の品名、数量
なお、自家予製剤の倍散、倍液は、原末に換算することなく、それぞれ別品目として記載してください。

備考欄には廃棄届出年月日、廃棄数量、事故届等を記載してください。

また、期間中に麻薬の取扱いが全くなく在庫等もない場合にも「取扱いなし」として報告してください。

麻薬年間届提出時の留意点

麻薬管理者（麻薬施用者が1名だけの診療施設では、その麻薬施用者）が麻薬年間届を所轄保健所に提出する際には、必ず帳簿残高と在庫現品との確認を行ってください。その際、アヘンチンキの自然減量及び原末、倍散の秤量誤差と認められるものについては、麻薬診療施設の他の職員立会のもとに帳簿の訂正をすることができます。なお、立会者は帳簿備考欄に署名してください。

また、古くなった麻薬や今後使用しないと思われる麻薬などについては、事故防止等の観点から廃棄を検討してください。廃棄手続については「Ⅱ. 4 麻薬の廃棄」（P6）を参照してください。

(8) 麻薬中毒者診断届（法第58条の2）

医師（麻薬施用者免許の有無は問いません。）は、診察の結果、その患者が麻薬、大麻、あへんの中毒者であると判断した場合は、第11号様式の「麻薬中毒者診断届」（P27）に所要事項を記入し押印したうえ、所轄保健所に正副2部を提出しなければなりません。

また、死亡、転院等移動があった場合には、届出を行った所轄保健所にその旨を連絡（届出）してください。

なお、診断にあたっては、別添1の「麻薬中毒の概念」（P28）を参照してください。

Ⅱ 麻薬診療施設の開設者の業務

1 譲 受（法第26条・法第32条）

麻薬診療施設の開設者でなければ麻薬を譲り受けることはできません。

(1) 麻薬卸売業者からの譲受け

麻薬の購入先は、県内の麻薬卸売業者に限られます。

(2) 麻薬卸売業者以外からの譲受け

① 麻薬の交付を受けた患者が麻薬を施用する必要がなくなった場合に、その患者から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。）

② 麻薬の交付を受けた患者が死亡した場合に相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（患者の遺族等）から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。）

③ 免許が失効した麻薬診療施設等から50日以内に譲り受けるとき
（Ⅱ-3 麻薬診療施設でなくなった場合の措置参照）

④ その他、法第24条第12項第2号の規定に基づき、事前に地方厚生局長の許可を受けて譲受するとき

(3) 留意事項

① 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合、麻薬譲渡証及び麻薬譲受証の交換が必要です。

麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできませんので十分注意してください。

② 麻薬譲受証には、譲受人の氏名（法人にあっては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者）の免許番号及び氏名、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人にあっては代表者印又は麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚せい剤原料用の印を除く。）を押印）してください。

なお、譲受人が国、地方公共団体、その他公的病院等の場合には、氏名欄に麻薬診療施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印（又は公印に準ずるもの）又

は麻薬専用印を押印しても差し支えありません。

また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

③ 麻薬譲受証は、麻薬診療施設の開設者の責任において作成してください。

④ 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者の立会いの下に、

- ・麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
- ・麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか。

麻薬の数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありませんが、実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては、麻薬施用者）が麻薬事故届を提出してください。

- ・麻薬の容器には証紙による封かんがなされているか。

を確認してください。

両者立会いで証紙を開封し麻薬の破損等を発見した場合は、麻薬診療施設の開設者は麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ることになりますが、この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。郵送等により両者の立会なしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては、麻薬施用者）が「麻薬事故届」を提出します。

⑤ 麻薬譲渡証の保存は交付を受けた日から2年間です。麻薬譲渡証を万一紛失又はき損した場合は、理由書等（き損した場合は、麻薬譲渡証を添付）を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けてください。なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、すみやかに麻薬卸売業者に返納してください。

⑥ 麻薬診療施設が麻薬卸売業者の業務所から遠隔地にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の郵送により譲り受けることは差し支えありません。麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いのでできるだけ避けてください。

緊急時等やむを得ず直接出向いて麻薬を購入する時は特に注意し、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して身分確認を行ってください。

⑦ 麻薬の交付を受けた患者の遺族等から麻薬を譲り受けた場合は、その麻薬を廃棄し、30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を所轄保健所に提出してください。（Ⅱ-4 麻薬の廃棄参照）

2 譲 渡（法第24条）

麻薬施用者が麻薬を施用し、又は麻薬を施用のため交付する場合を除き、麻薬診療施設の開設者は麻薬を譲り渡すことはできません。

ただし、治験薬の譲渡、不良品の返品等特殊な場合については、法第24条第11項の規定に基づき、地方厚生局長の許可を受けて麻薬を譲渡することができます。

麻薬施用者は自ら指示をして、診療施設の薬剤師又は患者の看護に当たる看護師に麻薬及び麻薬処方せんを患者宅に届けさせることができます。麻薬施用者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた看護又は介護に当たる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬及び麻薬処方せんを手渡すことができます。その際、不正流出等防止のため、看護師、ホームヘルパー、ボランティア等が患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認し、診察時等には患者が指示どおり麻薬を施用していることを患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

麻薬の譲渡・譲受

麻薬の譲渡・譲受については法律で厳しく規制されており、麻薬診療施設間（同一開設者が開設している診療施設間の場合も同様です。）での貸借や麻薬卸売業者への返品もできません。

ただし、麻薬の交付を受けた患者又は患者の家族から、施用中止又は死亡等の理由により施用する必要のなくなった麻薬は譲り受けることができます。（他の麻薬診療施設・麻薬小売業者から交付された麻薬を含みます。）

なお、院外の患者から譲り受けた麻薬を廃棄する場合及び入院患者から譲り受けた麻薬を再利用する場合の取扱いは別添2（P29）を参照してください。

3 麻薬診療施設でなくなった場合の措置（法第36条）

麻薬診療施設でなくなった場合（麻薬診療施設が診療施設を廃止、移転又は開設者を変更したり、麻薬施用者が1名もいなくなった場合等）は、15日以内に麻薬管理者・麻薬施用者が〔業務廃止届〕等を行うとともに、診療施設の開設者は15日以内に第6号様式の〔所有麻薬届〕（P22）に所要事項を記入し押印したうえ、所轄保健所に正副2部を提出しなければなりません。

なお、麻薬診療施設の開設者が死亡したり、法人が解散した場合には、相続人・清算人等届出義務者が同様の届出を行わなければなりません。

また、その際、現に所有している麻薬を処理するには次の2つの方法があります。

(1) 譲 渡

麻薬診療施設でなくなってから50日以内に限り、地方厚生局長の許可を受けることなく、県内の麻薬営業者（麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者）、麻薬診療施設又は麻薬研究施設の開設者に限り譲り渡すことができます。

なお、この際、麻薬診療施設の開設者は、譲り渡した日から15日以内に第7号様式の〔譲渡麻薬届〕（P23）を所轄保健所に正副2部を提出してください。

(2) 廃 棄

麻薬が譲渡できない場合は、当該麻薬については麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に所轄保健所に届け出て所轄保健所係員の立会のもとに廃棄することができます。

後述「II. 4 麻薬の廃棄」を参照してください。

4 麻薬の廃棄（法第29条・法第35条第2項）

麻薬を廃棄する場合は、麻薬の品名、数量及び廃棄方法について、事前に所轄保健所長に届け出をしなければなりません。ただし、麻薬処方せんにより調剤された麻薬（麻薬施用者自らが調剤した場合を含む。）及び施用残の注射剤・坐剤は、事前に届け出る必要はなく、麻薬管理者（麻薬施用者が1名だけの診療施設では、麻薬施用者）が麻薬診療施設の他の職員立会のもとに廃棄することができます。

麻薬経皮吸収型製剤については、施用後（貼付途中で剥がれたものを含む。）のものは通常の廃棄物として適切に処理してください。

(1) 陳旧麻薬等の廃棄

古くなったり、変質、破損等により使用しなくなった麻薬又は、調剤ミスにより使用できなくなった麻薬を廃棄しようとする場合は、事前に第8号様式の〔麻薬廃棄届〕（P24）に所要事項を記入し押印のうえ、所轄保健所に1部提出しなければなりません。

なお、麻薬廃棄届の届出者は、麻薬診療施設の開設者です。

廃棄予定の麻薬については、廃棄まで厳重に保管してください。

廃棄にあたっては、届出書が受理された後、所轄保健所係員の立会のもとに廃棄することとしていますので、廃棄する際は事前に所轄保健所係員に連絡してください。

廃棄後は、所轄保健所係員が麻薬帳簿に署名又は記名押印しますので、提示できない場合は、所轄保健所係員に申し出てください。

(2) 麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄(施用者自らが調剤した麻薬の廃棄を含む。)

入院患者に交付された麻薬で患者の死亡等により施用する必要がなくなった場合や、外来患者に施用のため交付された麻薬で患者の死亡等により麻薬診療施設に遺族等から届けられた場合など麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄する場合は、麻薬管理者が麻薬診療施設の他の職員立会のもとに廃棄し、廃棄後30日以内に第9号様式〔調剤済麻薬廃棄届〕(P25)に所要事項を記入し押印のうえ、所轄保健所に1部提出しなければなりません。麻薬帳簿には廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。

なお、調剤済麻薬廃棄届の届出者は、麻薬診療施設の開設者です。

廃棄は焼却、希釈、他の薬剤との混合等により、麻薬の回収が困難な方法により行ってください。

また、30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめてひとつの届出書で提出することもできます。

(3) 麻薬注射剤の施用残液の廃棄(施用に伴う消耗)

麻薬注射剤の施用残液やI V H(中心静脈への点滴注射)に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は、調剤済麻薬廃棄届を提出することなく麻薬管理者が麻薬診療施設の他の職員立会のもとに放流、焼却等の方法で廃棄してください。

なお、麻薬帳簿の備考欄には廃棄数量を記載し、立会者の署名又は記名押印をしてください。

(4) 経皮吸収型製剤の廃棄方法

未使用の経皮吸収型製剤は、焼却可能であれば焼却処分してください。焼却できない場合には、パッチのライナー層を剥がし、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、ハサミなどで細断し、通常の医薬品と同様に廃棄してください。なお、シュレッダーによる廃棄は行わないでください。

患者が使用した後の使用済み製剤(貼付途中で剥がれたものを含む。)は、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄してください。

麻薬の廃棄手続について

麻薬の廃棄にあたっての手続には、①廃棄前に届け出ることが必要な場合、②廃棄後30日以内に届け出の場合、③帳簿に記録するのみの場合の3種類があります。麻薬を廃棄しようとする際の必要な手続については、別添3(P35~)を参照してください。

また、麻薬を廃棄するうえで処理の方法に迷った場合には、速やかに所轄保健所等にお問い合わせください。

(5) 調剤済麻薬廃棄届の記載方法

① 調剤等により他剤と混合した麻薬の場合は、品名及び数量欄は、次の例のように具体的に記載してください。

(例)

廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
	塩酸モルヒネ末 (10%散)	1g廃棄 (100mg)	平成24年 1月〇〇日	岡山太郎

廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
	塩モヒ注10mg	20mL廃棄 (1.5mg)	平成24年 1月〇〇日	岡山花子

② 廃棄の方法は、「焼却」、「放流」、「溶解放流」等と具体的に記載してください。

③ 複数の麻薬を廃棄した場合などは、品名、廃棄の方法、廃棄の理由欄に「別紙の

とおり」と記載し、所定の項目について記載した別紙を添付しても差し支えありません。

(例) 別紙

品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名	廃棄の方法	廃棄の理由
オプソ内服液 5mg	3包	平成24年 1月〇〇日	岡山正夫	放流	処方変更
フェンタニル 注射剤	2 A 4mL	平成24年 1月〇〇日	岡山京子	放流	準備後、容態 変化
アンペック坐剤 10mg	5個	平成24年 1月〇〇日	岡山次郎	溶解放流	患者からの 返却

Ⅲ 麻薬施用者の業務

1 施用又は施用のための交付上の注意（法第27条・法第30条・法第33条）

患者に麻薬を施用又は施用のための交付をする際には次の事項に留意してください。

- (1) 疾病治療以外の目的で、麻薬を施用し、又は施用のため交付してはいけません。
ただし、次の場合は、例外的に認められます。
 - ・ 十二指腸ゾンデ等を挿入する場合
 - ・ 人工妊娠中絶手術を行う場合
 - ・ 避妊用リングを挿入する場合
 - ・ 美容上の目的で、隆鼻、二重まぶたの整形等の手術を行う場合等
- (2) 麻薬中毒症状緩和のため、又はその治療の目的で、麻薬を施用し、施用のため交付することはできません。
- (3) 政府発行の証紙で封が施されているままで、麻薬を施用のため交付することはできません。
- (4) 当該麻薬診療施設で管理されている以外の麻薬を施用し、施用のため交付することはできません。
- (5) 麻薬注射剤を施用のためアンプルのまま患者に交付しないでください。
施用のため麻薬注射剤を在宅患者に交付するに当たって、直接に患者又は患者の看護に当たる家族等に交付するときは、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。（ただし、看護師が麻薬施用者の指示・監督の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。）
また、交付した患者に対し、患者の住居での保管方法、保管場所等について適切な指導をしてください。
- (6) 麻薬注射剤を分割して2人以上の患者に施用することは、管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。
また、同一患者に麻薬注射剤を施用する際、手術等で数回に分け連続して施用する場合であっても管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。
なお、施用残液のあるアンプル及び空アンプルは麻薬管理者へ速やかに返却し、麻薬管理者が確認後、麻薬診療施設の他の職員立会のもとに廃棄することができます。
- (7) 麻薬の処方日数は、基本的には患者の病態、通院の便などを考慮して医師が決める事項ですが、麻薬を施用し始めてから最初の2～3週間や、患者の原疾患の悪化が進行する時期においては処方量が一定しないことから、短期間の処方日数とすることが望まれます。
- (8) 入院患者への麻薬注射剤の処方については、原則として1日ごと又は1施用ごとの処方としてください。
- (9) 麻薬坐剤は、基本的には経口剤の取扱いに準じますが、入院患者等に対して分割し

て施用することは差し支えありません。その場合の施用残については、「施用に伴う消耗」として立会者のもとで廃棄してください。

(10) フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、次の手順によってください。

- ① 医師は製造販売業者の提供する講習を受講してください。（製造販売業者は講習を終了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行）
- ② 医師及び患者は処方時に確認書に署名してください。
- ③ 確認書の一方を医療機関が保管し、もう一方を患者に交付してください。
- ④ 薬剤師は患者から麻薬処方せんとともに確認書の提示を受け調剤してください。

なお、確認書が確認できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。

(11) 麻薬を調剤する場合、調剤の予備行為として、麻薬の10%散（水）、1%散（水）、坐剤等を調製することは可能です。この場合、麻薬帳簿への記載が必要となります。

(12) 入院患者に麻薬を交付した際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要な最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。ただし、病状等からみて患者が服薬管理できないと認めるときは、麻薬管理者は、交付した麻薬を病棟看護師詰所等で保管、管理するよう指示してください。入院患者に交付された麻薬は、患者が麻薬を保管する際には看護師詰所等で保管する場合のような麻薬保管庫等の設備は必要ありません。しかし、麻薬管理者は、紛失等の防止を図るため、患者に対して、保管方法を助言するなど注意喚起に努め、服用状況等を随時聴取し、施用記録等に記録するようにしてください。

なお、入院患者が交付された麻薬を不注意で紛失等した場合には、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や詐取等された可能性が高い時は、岡山県保健福祉部医薬安全課又は所轄保健所にその状況を報告するとともに、警察にも連絡してください。

(13) 転院等で入院患者が、他の麻薬診療施設で処方を受けた麻薬を持参してきた際、麻薬管理者は、当該患者に継続施用する場合には麻薬帳簿に持参した患者の氏名と受け入れた麻薬の品名及び数量を（ ）書で記載し、残高には加えないでください。

当該麻薬を継続施用する際、麻薬管理者（麻薬施用者）は、患者の病状等により病棟看護師詰所等で保管するか、又は患者に保管させるか等を適宜判断してください。

なお、患者に保管させる場合は必要最小限の量としてください。

当該麻薬を継続施用せず受け入れた麻薬を廃棄する場合は、残高には加えず、元帳簿の備考欄もしくは補助簿（廃棄簿）に患者の氏名、麻薬廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、立会者が署名又は記名押印してください。

2 診療録（カルテ）の記載（法第41条）

麻薬施用者が麻薬を施用し、施用のため交付したときは、診療録に次の事項を記載しなければなりません。

- ・患者の住所、氏名、性別、年齢
- ・病名、主要症状
- ・麻薬の品名、数量
- ・施用、又は交付の年月日

なお、記載にあたり、次の事項に注意してください。

(1) 麻薬の数量については、実際に施用した数量で記入してください。

（例えば麻薬注射液については、A（アンプル）単位の記載ではなく、実際に使用した数量をmL単位で記載してください。）

(2) 継続して麻薬を施用し、若しくは施用のため交付する場合、2回目以降についても「do」、「前同」、「〃」、「約束処方番号」、「保険点数等」等のみを記載をするのではなく、麻薬の品名、数量を記載してください。

- (3) 麻薬の品名の記載は、局方名、一般名、商品名又は簡略名（リンコデ、塩モヒ程度の略名であれば可）のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありませんが、同名の麻薬がある場合は規格（塩モヒ注200mg等）を記載してください。
- (4) 診療録に（麻）と朱書するようにしてください。
- (5) 医師処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を赤字で記載するか又は記載箇所に赤字で（麻）と記載するか若しくは赤でアンダーラインを引く等記録を明確にしてください。
- なお、処置欄への記載については、施用した麻薬の品名及び数量を記録した書面（施用票の写しなど）の添付でもかまいません。
- (6) コカイン水のような処置用麻薬を施用した場合は、綿棒の数、スプレー数等を記載してください。
- (7) 硫酸モルヒネ錠や塩酸モルヒネ坐剤等の複数の規格がある製剤を施用した場合には、何mgのものを何個施用したかわかるように記載してください。
- (8) モルヒネ水溶液等の水剤を連続して施用する場合には、何回分の処方の何回を施用したのかが分かるようにすると便利です。（例えば15回分の3回目の施用であれば、麻薬の品名、数量とともに3/15と記載します。）
- (9) 診療録の保存期間は、医師法等の規定により5年間と決められています。

3 麻薬処方せんの交付（法第27条）

- (1) 麻薬処方せんを交付する場合は、その処方せんに次の事項を記載し、記名押印又は署名しなければなりません。（院外麻薬処方せんにより麻薬を調剤できる場所は、麻薬小売業者免許を受けている薬局だけです。）
- ① 患者の氏名、年齢（又は生年月日）
 - ② 患者の住所
 - ③ 麻薬の品名、分量、用法、用量（投薬日数を含む）
 - ④ 処方せんの使用期間（有効期間）
 - ⑤ 処方せんの発行年月日
 - ⑥ 麻薬施用者の記名押印（署名でも可）、麻薬施用者免許番号
 - ⑦ 麻薬診療施設の名称、所在地
- ただし、院内麻薬処方せんについては、上記②、④、⑦を省略することができます。
- (2) 麻薬の処方日数は、基本的には患者の病態、通院の便等を考慮して医師が決める事項です。
- なお、麻薬を施用し始めてから最初の2～3週間や患者の原疾患の悪化が進行する時期においては処方量が一定しないことから、短期間の処方日数とすることが望まれます。
- (3) 麻薬処方せんには、必ずしも「麻薬」と表記する必要はありませんが、管理の面から、他の処方せんと区別するため、麻薬処方せんの上部に（麻）と朱書きするか、麻薬の品名の下に朱線を引くと便利です。ただし、患者に不安を抱かせる場合等にはこの限りではありません。
- (4) 麻薬処方せんに約束処方を記載する場合には、次の事項を守る必要があります。
- ① 麻薬施用者と麻薬管理者及び薬剤師との間であらかじめ誤解のないように設定されたものであること。
 - ② 院内処方せんの記載にのみ用いること。
 - ③ 約束処方の名称に麻薬の品名及び数量を併記すること。

例)

Rp	リン酸コデイン	0. 0 6 g	
	アスベリン散	1. 2 g	
	塩酸メチルエフェドリン散	1. 2 g	分3毎食後／○日分

の処方を

Rp	鎮咳1号（リン酸コデイン60mg）	分3毎食後／○日分
----	-------------------	-----------

と記載してもかまいません。

例えば、「鎮咳1号」あるいは「H-1」のみの名称記載は不適當です。

- (5) 調剤済みの麻薬処方せんは、院外処方せんの場合(麻薬小売業者が保管)は3年間、院内処方せんの場合(麻薬管理者が保管)は2年間の保管が義務づけられています。
- (6) 麻薬注射剤及び麻薬坐剤の場合には、麻薬管理者が施用量や残余量を確認して麻薬帳簿に記載する必要があるため、院内麻薬処方せんを使つての麻薬管理者への請求には、施用量を確認することのできる複写式の施用票を用いると便利です。(様式1,2)

例)

様式(1)

院内麻薬注射せん					No.
入院	病棟名	科	発行年月日	年 月 日	
外来		科			
患者氏名		様	年齢	歳	
カルテ番号					
麻薬名		数量			
		A			
麻薬施用者 免許番号		麻薬施用者 氏名・印	印		
受領者		薬局 交付者		麻薬管理者	

様式(2)

麻薬施用票					No.
入院	病棟名	科	施用年月日	年 月 日	
外来		科			
患者氏名		様	年齢	歳	
カルテ番号					
麻薬名		数量	施用数量	未使用アンプル	
		A	mL	A	
				施用残量	
				mL	
麻薬施用者 免許番号		麻薬施用者 氏名	印		
返品・残液 受領者		返品・残液 返納者		麻薬 管理者	

※ 太枠部分が複写式

4 その他

麻薬管理者のいない麻薬診療施設(麻薬施用者が1名の場合)にあつては、麻薬施用者が麻薬管理者の業務を行わなければなりません。

IV 麻薬管理者の業務

(麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者の行う業務)

1 管 理 (法第33条)

麻薬管理者(麻薬施用者が1名だけの診療施設では、その麻薬施用者)は、当該麻薬診療施設において、麻薬施用者が施用し、施用のため交付する麻薬について、次のように管理を行わなければなりません。

- (1)麻薬診療施設の開設者が、麻薬を譲り受けた場合には、直ちにその麻薬を麻薬管理者(麻薬施用者が1名だけの診療施設では、その麻薬施用者)の管理下に置くとともに、麻薬保管庫に保管してください。
- (2)麻薬の受払を行う場合には、麻薬譲渡証、麻薬処方せん、帳簿等と現品とを照合確認してください。
- (3)譲り受けた麻薬の品名、数量等を帳簿に記載してください。
- (4)麻薬施用者から請求された麻薬を交付してください。
- (5)麻薬施用者が患者に施用又は施用のため交付した麻薬を帳簿に記載してください。
- (6)管理する麻薬に事故が生じた場合には、麻薬事故届(I. 2. (6)事故届(P3)を参照のこと。)を提出してください。
- (7)麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄する場合には、麻薬診療施設の他の職員立会のもとに速やかに廃棄し、廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出してください。
- (8)麻薬施用者から、麻薬注射液の施用残液等を受け取った場合には、自らの責任において、麻薬診療施設の他の職員立会のもとに速やかに廃棄してください。
- (9)麻薬注射液の自己製剤(例えば、塩酸モルヒネ末から塩酸モルヒネ注射液を作ること。)の調製は行わないでください。

2 保 管 (法第34条)

麻薬管理者(麻薬施用者が1名だけの診療施設では、その麻薬施用者)が管理する麻薬の保管は、住居内ではなく診療施設内に設けた鍵のかかる堅固な設備内に次の事項に注意し保管しなければなりません。

- (1)「鍵のかかる堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない重量金庫で、施錠設備のあるものをいいます。
手提げ金庫、スチール製ロッカー、事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とは認められません。
また、麻薬診療施設の麻薬施用者が院外麻薬処方せんのみを交付し、麻薬を保管する予定のない診療施設は必ずしも麻薬保管庫の設置を要しません。ただし、麻薬診療施設内で麻薬を施用する必要が生じ、保管することになった場合は堅固な保管庫を設置してください。
- (2)麻薬保管庫の中には、麻薬と覚せい剤を一緒に保管することはできますが、その他の医薬品、現金及び書類等は一緒に入れることはできません。(麻薬の出し入れを頻回に行う診療施設にあつて、1日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類(いわゆる棚表)を除く。)
- (3)麻薬施用者が往診用として麻薬を所持する場合には、その都度、必要最小量を持ち出すこととし、施用しないで持ち帰った麻薬は、ただちに麻薬保管庫に保管してください。従つて、常時往診鞆等に麻薬は入れたままにしないでください。
- (4)麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないでください。また、鍵の保管にも注意が必要です。

- (5) 麻薬保管庫の設置場所は、薬局、調剤室、薬品倉庫等のうち盗難防止を考慮して人目につかず、関係者以外の出入りがない場所を選ぶことが望めます。
- (6) 病院等における夜間当直用又は薬剤部門と距離が離れている病棟、手術室等の緊急に麻薬を施用する場所においては、麻薬を次のことに留意の上、定数保管ができます。
- ① 定数保管する麻薬の数量は、盗難防止等を念頭におき、麻薬保管庫及び施設の麻薬の使用状況に応じて決めてください。
 - ② 定数保管する麻薬も麻薬専用の保管庫に保管すること。
 - ③ 定数保管する麻薬を施用した場合は、診療施設で取り決めた時間内に麻薬を施用した麻薬施用者が麻薬管理者に報告し麻薬を定数に戻しておくこと。
 - ④ 定数保管制を採用しても、麻薬が適正に施用されるまでは麻薬管理者に管理責任があるので、麻薬管理者は定期的に在庫確認等を実施すること。
(病棟等に補助者をおいて管理すると便利です。)
- (7) 夜間、休日等で、麻薬管理者の不在により、麻薬の出し入れが困難な場合は、あらかじめ当直医師(麻薬施用者)が麻薬の仮払いを受け、麻薬管理者又は補助者が出勤した後に、施用票等(施用記録)とともに残余麻薬及び空アンプル等を麻薬管理者に返納してください。

3 帳 簿 (法第39条)

- (1) 麻薬管理者(麻薬施用者が1名だけの診療施設では、その麻薬施用者)は、麻薬診療施設に帳簿を備え、麻薬の受払について次の事項を記載しなければなりません。
- ① 譲り受けた麻薬(患者等から施用中止等のため譲り受けた麻薬を含む。)の品名、数量、その年月日
 - ② 廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
 - ③ 施用及び施用のため交付した麻薬の品名、数量、その年月日(ただし、コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類は除かれます。)
 - ④ 麻薬事故届により届け出た麻薬の品名、数量、事故年月日(届出年月日については備考欄に記載してください。)
- (2) 帳簿の記載にあたっては、次の事項に注意してください。
- ① 帳簿は、品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載してください。
例えば、麻薬の原末から10%散を予製した場合には、10%散の口座を新たに作成して記載してください。
 - ② 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。
なお、脱着式(ルーズリーフ等)の帳簿を使用しても差し支えありません。
 - ③ 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
 - ④ 麻薬の受け払い等をコンピュータを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に麻薬取締職員等の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に(少なくとも1週間以内毎)出力された印刷物を1ヶ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。
 - ⑤ 帳簿の訂正は、管理者が訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。
 - ⑥ 帳簿の記載は、原則として、麻薬の受入れ又は払出しの都度行ってください。
 - ⑦ 麻薬注射剤の受入れ、払出しの記録は、アンプル単位で記載してください。
なお、施用残を廃棄する場合は、廃棄数量をmL単位で備考欄に記載してください。
 - ⑧ 麻薬坐剤の受入れ、払出しの記録は、個(本)数単位で記載してください。
なお、分割した施用残は廃棄することになりますが、廃棄数量をmg単位で備考欄に記載してください。

- ⑨ 麻薬管理者(麻薬施用者が1名だけの診療施設では、その麻薬施用者)は、麻薬施用者から返納された施用残の麻薬を他の職員を1名以上の立会のもと廃棄処分(焼却、放流、粉碎等)し、帳簿の備考欄には廃棄数量を記載し、立会者の署名又は記名押印をしてください。
- ⑩ コカイン水を塗布した場合は、綿棒又は綿球の数、点眼した場合は滴数、噴霧した場合は回数について、その集計数を1日分の施用量として記載してください。
- ⑪ アヘンチンキ等の自然減量及びモルヒネ原末、倍数等の秤量誤差については、麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)が他の職員立会のもとに確認のうえ、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。
- ⑫ リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネの10%散(水)、1%散(水)の口座については、受入れの数量、年月日を記載するのみで、個々の払出しについては記載する必要はありません。
- ⑬ 慢性疼痛緩和の目的でフェンタニル経皮吸収型製剤を払い出す際、また、転院等の理由で患者が携行した同剤を施設内で再利用する際には、帳簿の備考欄に「**慢**」などと記載することにより、慢性疼痛緩和の目的での受け払いであることを明確にしてください。
- (3) 麻薬管理者(麻薬施用者が1名だけの診療施設では、麻薬施用者)は、帳簿を使い終わったときは、帳簿をすみやかに麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければなりません。
- (4) 麻薬診療施設の開設者は、帳簿の引き渡しを受けたときは、最終の記載の日から2年間保存しなければなりません。
- なお、麻薬診療施設の麻薬施用者が院外麻薬処方せんのみを交付し、麻薬を保管していない診療施設でも麻薬帳簿は備え付けなければなりません。
- 帳簿の具体的な記載については、別添2の[P29～麻薬帳簿の記載例]を参照してください。

V そ の 他

1 携帯輸出入（法第13条～法第17条）

患者が、自己の疾病の治療の目的で、麻薬を携帯して輸入若しくは輸出する場合は、事前に、次に掲げる事項を記載した申請書に疾病名、治療経過及び麻薬の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添えて地方厚生局長にこれを提出しあらかじめ許可を受ける必要があります。

- ① 申請者の氏名、住所
- ② 携帯して輸入し、又は輸出しようとする麻薬の品名及び数量
- ③ 入国し、又は出国する理由
- ④ 麻薬の施用を必要とする理由
- ⑤ 入国又は出国の期間
- ⑥ 入国又は出国の港

詳細については、中国四国厚生局麻薬取締部のホームページ等をご確認ください。

中国四国厚生局麻薬取締部ホームページアドレス

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/gyomu/mayaku_torishimari/index.html

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせいただき、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご注意ください。

2 立入検査

立入検査を行う職員は、身分証を携帯していますので、必ず呈示を求め確認してください。

3 問い合わせ等

以上のほか麻薬の取扱いについて不明の点がありましたら、所轄保健所等（P41 別添4の保健所等一覧表を参照してください。）の薬務担当者にお尋ねください。

診 断 書

氏 名 (男・女)

大・昭・平 年 月 日生 (歳)

上記の者について、次のとおり診断します。

- 1 精神機能
精神機能の障害
 該当なし
 専門家による判断が必要

診断名	
現に受けている治療の内容	
現在の状況	

※記載できない場合は、別紙を使用してもよい。

- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒
 なし
 あり

年 月 日

医療機関の名称

所在地

医師氏名

印

電話番号 () —

麻薬 者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日	
変更すべき事項								
変 更 前	麻薬業務所	所在地						
		名称						
	住所							
	氏名							
	従たる施設	所在地						
		名称						
	変 更 後	麻薬業務所	所在地					
			名称					
住所								
氏名								
従たる施設		所在地						
		名称						
変更の事由及びその年月日								
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名 (印)</p> <p>連絡先電話番号 () -</p>								
岡山県知事				殿				

収入証紙
(消印しないこと)

麻薬 者免許証再交付申請書

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名称			
氏 名				
再交付申請の事由 及びその年月日				
上記のとおり、免許証の再交付を申請します。				
年 月 日				
住 所				
氏 名				
連絡先電話番号 () -				
岡山県知事 殿				

麻薬 者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
氏 名			
免許証返納の事由 及びその年月日			
上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。			
年 月 日			
住 所			
氏 名			
			(印)
岡山県知事		殿	

麻 薬 者 業 務 (研 究) 廃 止 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
氏 名			
業務(研究)廃止の 事由及びその年月日			
<p>上記のとおり、業務(研究)を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px; text-align: right;">住 所</p> <p style="margin-top: 5px; text-align: right;">届出義務者</p> <p style="margin-top: 5px; text-align: right;">氏 名 (印)</p> <p style="margin-top: 10px; text-align: right;">続 柄 ()</p> <p style="margin-top: 10px; text-align: right;">連絡先電話番号 () -</p>			
岡山県知事	殿		

所 有 麻 薬 届

品 名	単 位	数 量	品 名	単 位	数 量

届出の発生事由
及び発生年月日

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
麻薬業務所
名 称

住 所
届出義務者
氏名又は名称

(印)

続 柄 ()

岡山県知事

殿

譲 渡 麻 薬 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日			
免許証の種類	麻薬 者	業務廃止年月日	年 月 日			
麻薬取扱者の氏名		譲渡年月日	年 月 日			
譲渡した麻薬の品名及び数量	品 名	単 位	数 量	品 名	単 位	数 量
譲 受 人	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日		
	免許の種類	麻薬 者	麻薬取扱者の氏名			
	麻薬業務所	所在地				
		名 称				
開設者	住 所					
	氏名又は名称	(印)				
<p>上記のとおり麻薬を譲渡したので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所在地 麻薬業務所 名 称 住 所 届出義務者 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p style="text-align: center;">続 柄 ()</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold; text-align: center;">岡山県知事 殿</p>						

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			氏 名	
麻薬業務所	所在地			
	名称			
廃棄しようとする 麻 薬	品 名	数 量		
廃棄の年月日				
廃棄の場所				
廃棄の方法				
廃棄の理由				

上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出義務者

氏 名（法人にあっては、名称）

①

続 柄（ ）

連絡先電話番号（ ） —

岡山県 保健所長 殿

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日
廃棄の方法			
廃棄の理由			

上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称）

(印)

岡山県 保健所長 殿

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
事故が生じた麻薬	品 名	数 量	
事故の発生状況 (事故発生年月日) (場所、事故の種類)			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日 住 所 氏 名 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 印 </div>			
岡山県知事		殿	

麻 薬 中 毒 者 診 断 届

年 月 日

岡山県知事

殿

病院又は診療所の所在地及び名称

住 所

氏 名

①

麻薬及び向精神薬取締法第58条の2第1項の規定により、麻薬中毒者について下記のとおり届け出をします。

ふりがな 氏 名		男・女	(生年月日) 年 月 日 (満 歳)
住 所			
診断年月日	年 月 日		
麻薬中毒 症状の概要 [原因疾病名]			
(備 考)			
中毒麻薬の品名	1日平均使用量		
職 業	最 終 学 歴		
生 活 方 法			
入院しておれば	年 月 日入院		
医 療 種 別	(自費・健保・国保・共済・生活扶助・医療補助・その他)		

別添 1

麻薬中毒の概念等

(1) 麻薬中毒とは、麻薬（ヘロイン、モルヒネ、コカイン等）、あへん又は大麻の慢性中毒をいいます。

麻薬中毒とは、麻薬に対する精神的、身体的欲求を生じ、これらを自ら抑制することが困難な状態、即ち麻薬に対する精神的、身体的依存の状態をいい、必ずしも自覚的又は他覚的な禁断症状が認められることを要するものではありません。

(2) 麻薬を常用して通常2週間を超えるときは、麻薬に対する精神的身体的な依存を発呈しうるものですが、これはヘロイン等の不正施用で中毒となるときの一応の目安であり、医療麻薬を適正に施用した際にはこのような目安は参考になりませんし、特に経口的に医療麻薬を施用している場合には中毒になりにくいといわれています。

別添 2

麻薬帳簿の記載方法

麻薬帳簿の記載にあたっては、「IV. 3 帳簿」(P13)の項をよく読んで、次の記載例を参照してください。なお、所有麻薬については、各品目ごとに別口座を設けて記載してください。

麻薬帳簿記載例 1

品 名		M S コンチン錠 10mg			単位	T
年 月 日	受 入		払 出	残 高	備	考
	卸 売	患 者				
H23.10.1				10	前帳簿から繰越し	
10.1	100			110	〇〇会社から購入、製品番号123456	※1
					H23.10.2到着	
10.2			18	92	岡山 健 (カルテNo.123)	※2
10.3		(15)		92	岡山 健 (カルテNo.123) より返納 H23.10.3(15)全て廃棄 立会者署名 ※3 H23.10.25調剤済麻薬廃棄届出	
10.4		(10)		92	岡山 二郎 (カルテNo.211) 転入院時持参・継続施用	※3
10.10		* (7)		99	岡山 太郎 (カルテNo.456) より返納	※4
10.31			10	89	変質により廃棄、 H23.10.25麻薬廃棄届提出	※5
					廃棄に立会った保健所職員の記名押印 又は署名	
11.1			1	88	1錠所在不明 H23.11.2事故届提出	※6

(注)

※1 「受入」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。なお、麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときも、麻薬譲渡証の日付を受入年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載してください。

また、購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。

※2 注射剤以外の錠剤・散剤・水剤・坐剤等については、調剤された日をもって払出しの日として記載してください。

また、麻薬を施用し、又は施用のため交付した患者の氏名又はカルテNo.を備考欄に記載してください。

※3 患者に一旦交付された麻薬を患者又は患者の遺族等から譲り受けた場合には、その麻薬を廃棄することとし、麻薬帳簿の補助簿（廃棄簿）を作成すると便利です。この場合、補助簿に受入年月日、受け入れた相手の氏名、麻薬の品名・数量、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、麻薬の廃棄立会者が署名又は記名押印してください。

補助簿を作成しない場合には、麻薬帳簿の受入れ欄に受入数量を（ ）書きで記載し、残高に加えず備考欄に麻薬を譲り受けた相手の氏名及び廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日

を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。

入院患者に調剤された麻薬の一部又は全部が施用されずに残余が生じたときは、病棟から返納された日をもって麻薬帳簿の受入れ欄に受入れ数量を（ ）書きで記載してください。

受け入れた麻薬を廃棄する場合は、残高には加えず、備考欄に患者の氏名、麻薬廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、立会者が署名又は記名押印してください。

また、再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合で、患者の手元で保管せず看護師詰所等で管理する場合は、麻薬帳簿の受入れ欄に受入数量を（ ）書きで記載し、残高には加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた患者の氏名及び入院後施用の旨を記載してください。

※4 さらに、受け入れた麻薬を再利用する場合は、受入れ欄の（ ）書きに*印を付すとともに、受入れ数量を残高に加え、備考欄に返納のあった患者の氏名を記載してください。

なお、同日中に多数の患者から麻薬の返却があった場合、補助簿（廃棄簿）には、「岡山明他1名より返納」と記載せず、患者毎に返納量が分かるように記載してください（参考参照）。

受け入れた麻薬を廃棄する方式をとる場合は、外来患者からの返納と同様に補助簿を作成すると便利です。この場合、補助簿に受入年月日、受け入れた相手の氏名、麻薬の品名・数量、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、麻薬の廃棄立会者が署名又は記名押印してください。

※5 古くなったり、変質した麻薬を廃棄しようとするときは、あらかじめ所轄保健所に麻薬廃棄届により届け出る必要があります。廃棄する場合には、保健所係員が立会いますので、その指示に従ってください。

※6 麻薬の所在不明等による事故が生じたときは、すみやかに届け出てください。

参考

補助簿（廃棄簿）の記載例

受入 年月日	品名	受入 (廃棄) 数量	患者名	廃棄 年月日	麻薬管理者 氏名・印	立会人 氏名・印	調剤済麻薬 廃棄届提出 年月日	備考 (廃棄理由)
H23.10.1	MS コンチン錠10mg	14錠	岡山明	H23.10.3	〇〇〇〇	〇〇〇〇	H23.10.12	処方変更
H23.10.1	MS コンチン錠10mg	12錠	岡山薫	H23.10.3	〇〇〇〇	〇〇〇〇	H23.10.12	患者死亡
H23.10.4	フェンタニル注	4mL	岡山登	H23.10.5	〇〇〇〇	〇〇〇〇	H23.10.12	患者死亡

麻薬帳簿記載例 2

品 名 アンペック坐剤 10mg		単位 個 (本)			
年 月 日	受 入		払 出	残 高	備 考
	卸 売	患 者			
H23.12.16	30			30	〇〇会社から購入、製品番号1234
12.27			1	29	佐藤 三郎 (カルテN0.345) 施用残 5mg廃棄 立会者署名 ※1

※1 分割施用した例です。なお、施用した残りは麻薬管理者（麻薬施用者が1名だけの診療施設では、その麻薬施用者）に返納してください。返納後、麻薬管理者（麻薬施用者が1名だけの診療施設では、その麻薬施用者）は、他の職員1名以上の立会いのもとにすみやかに廃棄し、備考欄に麻薬の廃棄数量をmg単位で記載してください。また、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。（麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届は不要です。）

麻薬帳簿記載例 3

品 名 オピアル注射液		単位 A		
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考
H23.10.1			1	前帳簿から繰越し
10.1	30		31	〇〇会社から購入、製品番号123456 ※1 H23.10.2到着
10.2		1	30	岡山 太郎 (カルテN0.456) ※2
10.2		1	29	岡山 かすみ (カルテN0.567) ※3 (0.5mL廃棄) 立会者署名
10.3		1	28	破損により全量流失 H23.10.4事故届提出 ※4
10.4		1	27	破損により0.5mL流失 H23.10.5事故届提出 H23.10.5廃棄0.5mL 立会者署名 ※5
11.6		10	17	鈴木 和子 (カルテN0.678) IVH施用 5mL廃棄 立会者署名 ※6
11.21		1	16	陳旧により廃棄 H23.11.17麻薬廃棄届提出 ※7 廃棄に立会った保健所職員の記名押印又は署名

(注) 注射剤の受入れ、払出しの記録は、アンプル単位で記載してください。

麻薬注射剤の払い出しは薬局から出庫した日ではなく、施用の日をもって帳簿からの払出しとして記載してください。

※1 「受入」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。なお、麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときも、麻薬譲渡証の日付を受入年月日とし、備考欄に到着年月日を記載してください。

また、購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。

- ※2 1A (1mL) 全てを施用した例です。なお、空アンプルは、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が廃棄（焼却、粉碎等）してください。
- ※3 1A (1mL) のうち半量 (0.5mL) を施用した例です。なお、施用した残り (0.5mL) はアンプルごと麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）に返納してください。返納後、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、他の職員1名以上の立会いのもとにすみやかに廃棄し、備考欄に麻薬の廃棄数量をmL単位で記載してください。また、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。（麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届は不要です。）
- ※4 アンプル破損により全量流失した例です。麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）がすみやかに麻薬事故届により所轄保健所に届け出てください。
- ※5 アンプル破損により半量 (0.5mL) 流失した例です。麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）がすみやかに麻薬事故届により所轄保健所に届け出てください。
- なお、麻薬事故届を提出する際に、事故による残余麻薬があり、残余麻薬の廃棄を必要とするときは、麻薬診療施設の他の職員1名以上の立会いのもとに廃棄し、麻薬帳簿の備考欄にその旨を記載してください。麻薬事故届にその経過を詳細（麻薬廃棄届に必要な事項を含む。）に記入することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。
- ※6 I V H（中心静脈への点滴注射）に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は、施用残となりますので、麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届の提出は必要はありません。
- 麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が、他の職員1名以上の立会いの下に廃棄（焼却・放流等）し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。
- なお、備考欄に残液中の麻薬量をmL単位で記載してください。
- ※7 古い麻薬等を廃棄する場合には、あらかじめ麻薬廃棄届の提出が必要です。廃棄する場合には、保健所職員が立会いますので、その指示に従ってください。

麻薬帳簿記載例 4

年 月 日	品 名 フェンタニル経皮吸収型製剤		単 位	枚	備 考
	受 入	払 出			
	卸売	患者			
H23.10. 1				1	前帳簿から繰越し
10. 1	30			31	〇〇会社から購入、製品番号123456
10. 2			1	30	岡山 太郎（カルテN0.456） ※1
10. 2			1	29	岡山 かすみ（カルテN0.567）(慢) ※2
10. 4		(1)		29	岡山 鈴子（カルテN0.598）(慢) ※3 転入院時持参・継続使用

- ※1 入院中のがん性疼痛患者に施用した例です。
- ※2 入院中の慢性疼痛患者に施用した例です。麻薬管理者が処方医である場合以外は、確認書等により慢性疼痛患者であることを確認してください。
- ※3 慢性疼痛患者について、再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合で、患者の手元で保管せず看護師詰所等で管理する場合の例です。

原末帳簿の記載例 1

原末を購入して、予製剤を調製して使用する場合

品 名 塩 酸 モ ル ヒ ネ (原末のみ口座)				単位 g
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考
H23.11. 1	5		5	〇〇会社から購入、製品番号123456
11. 2		2	3	10%散 20g調製



※ 新たに「塩酸モルヒネ10%散」の口座を設けること。

品 名 塩 酸 モ ル ヒ ネ 10 倍 散				単位 g
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考
H23.11. 2	20		20	原末から調製
11. 3		0.6	19.4	岡山 次郎(カルテNO.000213)
11. 4		0.4	19.0	岡山 次郎(カルテNO.000213)
11. 5		0.8	18.2	岡山 次郎(カルテNO.000213)

(注) 備考欄には、譲受先、製品番号、予製剤作成に関する記録、事故に関する記録等について記入すること。

原末帳簿の記載例 2

「リン酸コデイン」、「リン酸ジヒドロコデイン」、「塩酸エチルモルヒネ」の10%散(水)、1%散(水)を予製する場合、それらの口座については、受入の数量、年月日を記載するのみで個々の払出しについては記載する必要はありません。

品 名 リン酸コデイン (原末のみ口座)				単位 g
年月日	受入	払出	残高	備 考
H23. 11. 1	5		5	〇〇会社から購入、製品番号123456
11. 2		2	3	10% 20g調製 ※1
11. 3		3	0	1% 300g調製 ※1
H24. 2. 1	5		5	〇〇会社から購入、製品番号654321
~~~~~				
9. 30			5	年間届のため秤量 ※2



※ 新たに「リン酸コデイン10%散(水)」及び「リン酸コデイン1%散(水)」の口座を設けること。

品 名 リン酸コデイン10%散(水)				単位 g
年月日	受入	払出	残高	備 考
H23. 11. 2	20		20	原末から調製
H24. 3. 21	20		20	原末から調製
~~~~~				
H24. 3. 31			18.0	帳簿訂正(−0.2g秤量誤差 立会者署名) ※3
~~~~~				
9. 30			5.5	年間届のため秤量 ※2

品 名 リン酸コデイン1%散(水)				単位 g
年月日	受入	払出	残高	備 考
H23. 11. 3	300		300	原末から調製
H24. 4. 22	300		300	原末から調製
~~~~~				
9. 30			155.5	年間届のため秤量 ※2

※1 倍散を予製した場合には払い出し数量の記載が必要です。

※2 毎年9月30日の残高欄は秤量し、実際の量を記入しておくことが麻薬年間届の提出にあたり必要です。

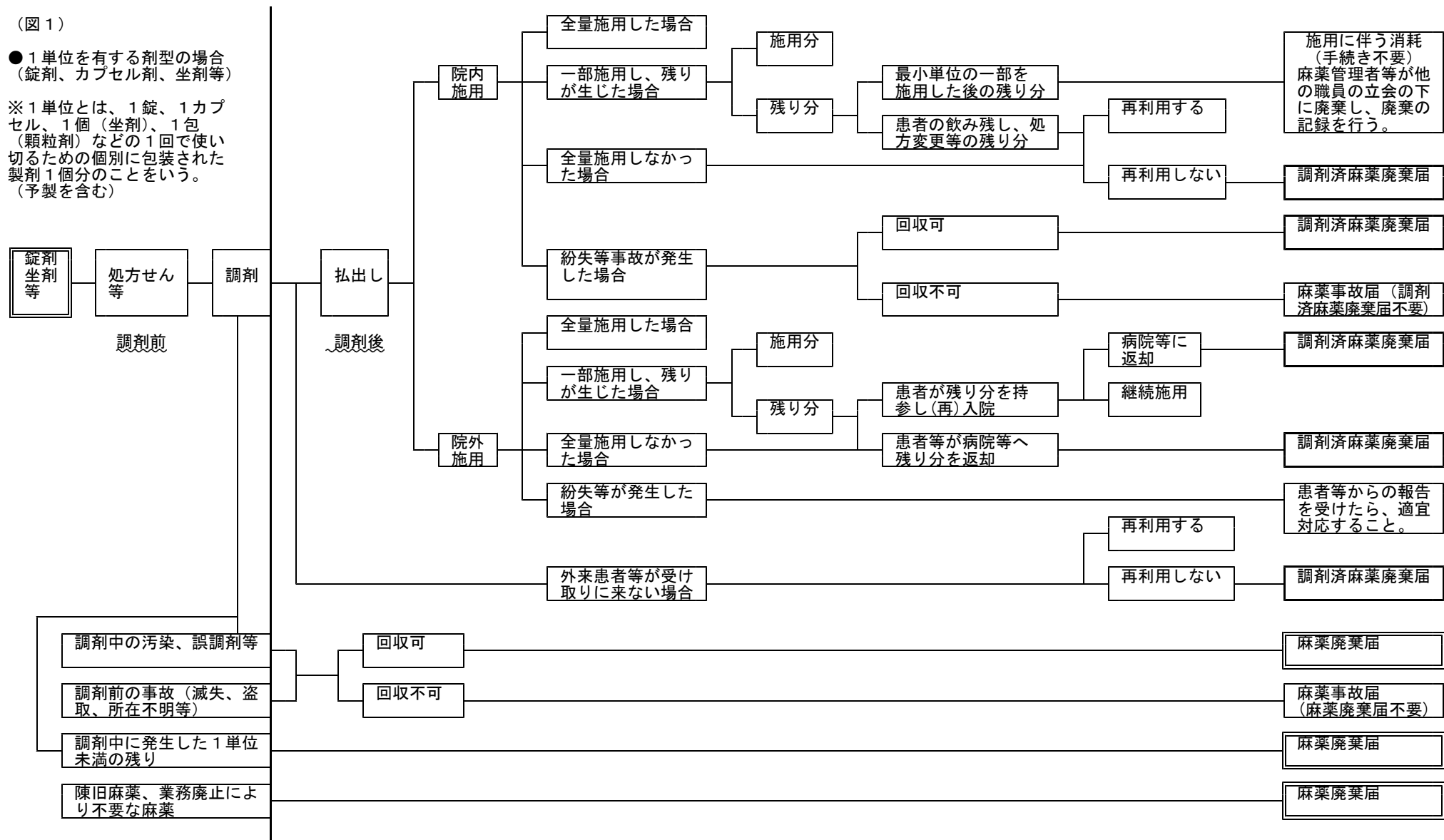
※3 秤量誤差については、麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)が他の職員立会のもとに確認のうえ、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。

別添 3

(図 1)

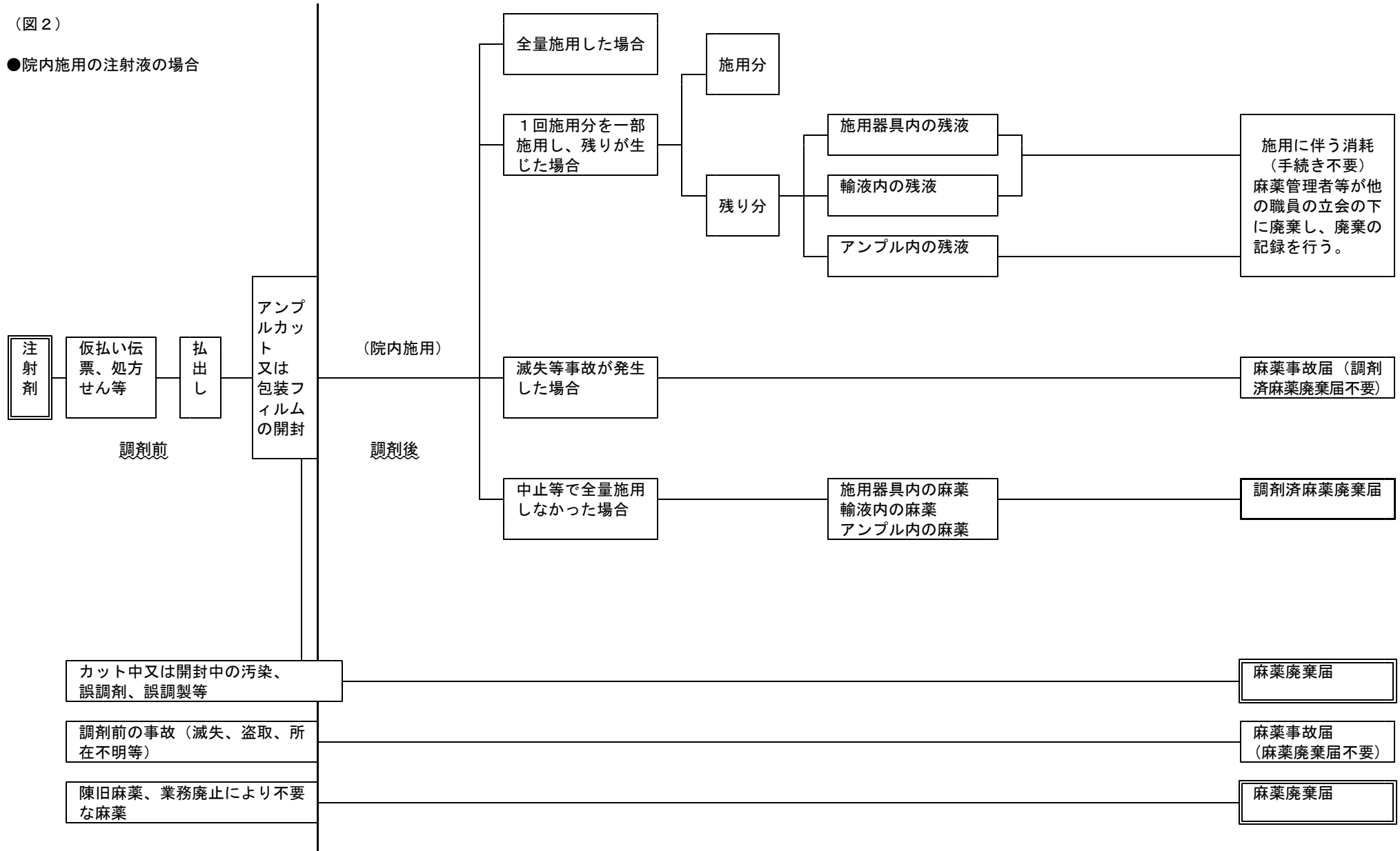
● 1単位を有する剤型の場合
(錠剤、カプセル剤、坐剤等)

※ 1単位とは、1錠、1カプセル、1個(坐剤)、1包(顆粒剤)などの1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のことをいう。(予製を含む)



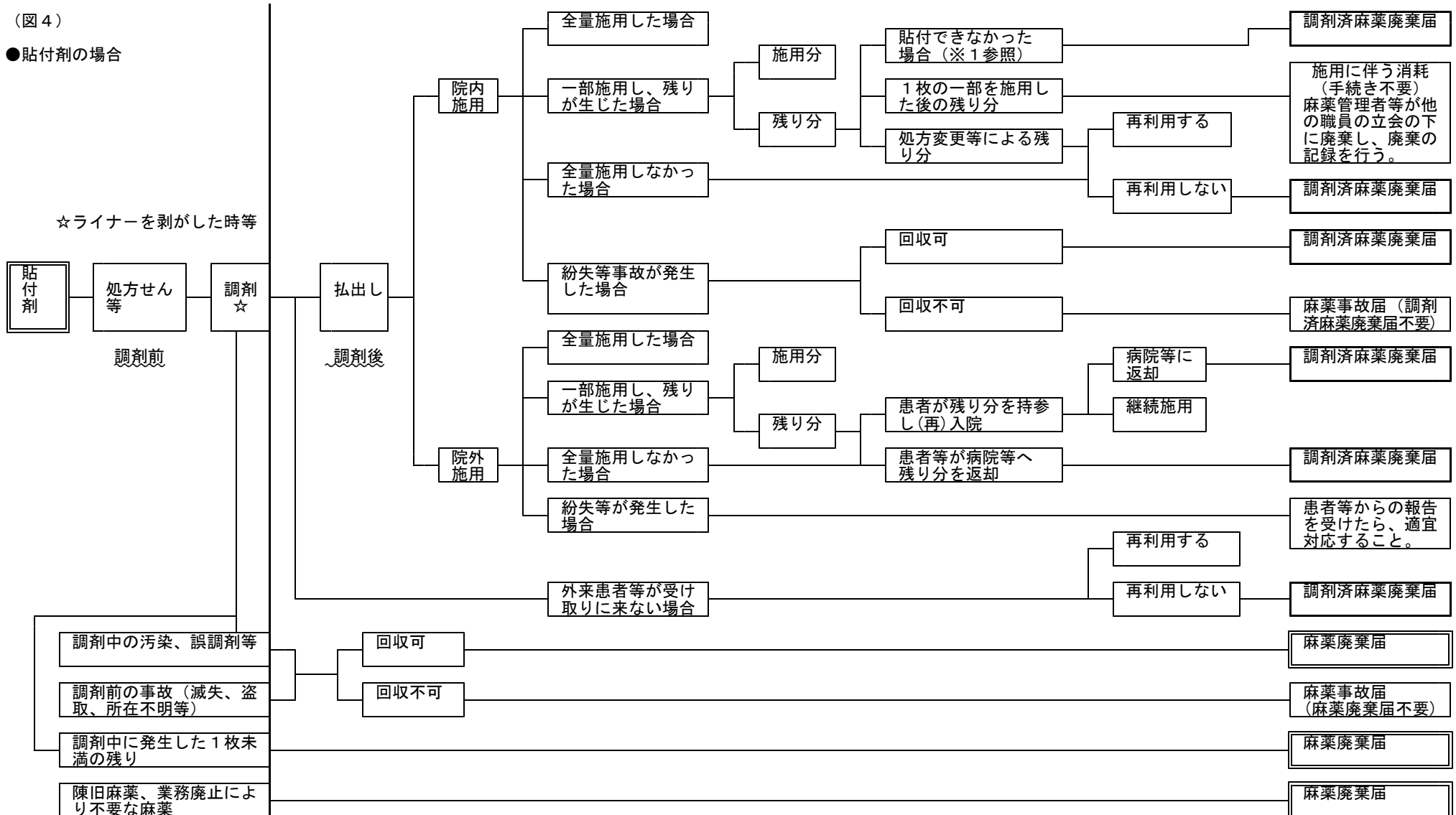
(図2)

●院内施用の注射液の場合



(図4)

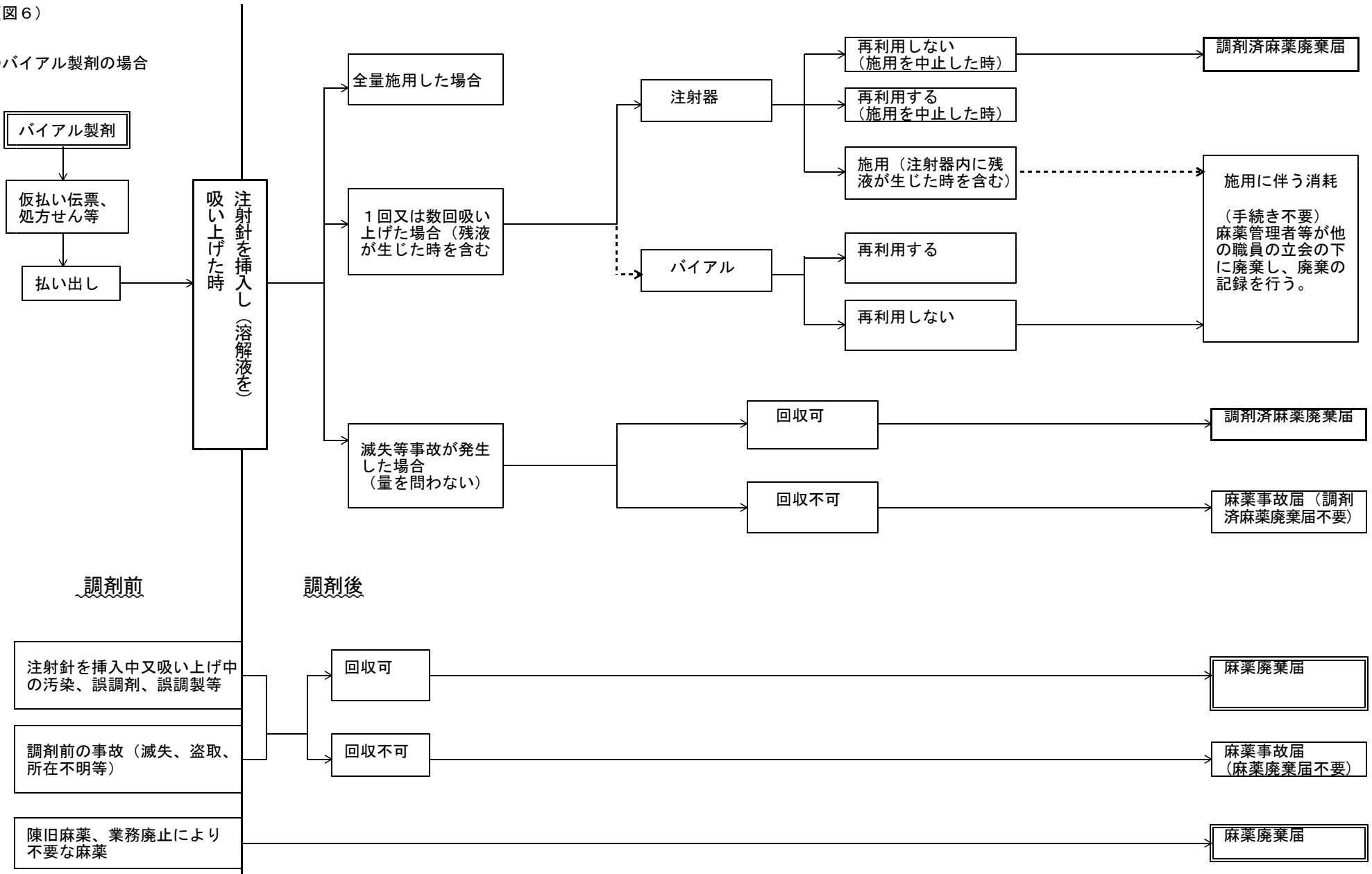
●貼付剤の場合



(注意) ※1 ライナーから剥がすのに失敗した場合等が該当する。
 ※2 施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合は、施用済みとして処理すること。
 ※3 院内で施用済みの貼付剤(上記※2の場合も含む。)については、麻薬管理者が全て回収し適切に廃棄すること。

(図6)

●バイアル製剤の場合



別添 4

保 健 所 等 一 覧 表

保健所等名称 担当課（班）	所 在 地	管 轄 区 域
	電 話 番 号	
岡山県備前保健所 衛生課（生活衛生・医薬班）	岡山市中区古京町1-1-17 ----- 086-272-4038	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町
岡山県備中保健所 衛生課（生活衛生・医薬班）	倉敷市羽島1083 ----- 086-434-7027	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、 浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
岡山県備北保健所 衛 生 課	高梁市落合町近似286-1 ----- 0866-21-2838	高梁市、新見市
岡山県真庭保健所 衛 生 課	真庭市勝山591 ----- 0867-44-2918	真庭市、新庄村
岡山県美作保健所 衛生課（生活衛生・医薬班）	津山市椿高下114 ----- 0868-23-0133	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、 奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
岡山県保健福祉部 医 薬 安 全 課 （臓器移植・薬物対策班）	岡山市北区内山下2-4-6 ----- 086-226-7341	

【麻薬取扱者のページの御案内】

岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページ内に麻薬取扱者のページがあります。
「麻薬取扱者の手引き」「新たに指定された麻薬等」「関係通知」などを掲載しています。
次のアドレスが「麻薬等取扱者」のページです。御参照ください。

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-3708.html>